

令和3年度第2回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日（月） 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員（14人）

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	2番	草刈	章博	3番	池本	英夫	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	6番	春摘	要	7番	長石	憲太郎	
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂	富雄	
	10番	植木	克茂	11番	前川	義憲	
	12番	細山	周一	13番	國岡	智志	

4. 欠席委員（なし）

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者（4人）

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
17番	西沖	和己	18番	平尾	晴次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届について

第3 議案第1号 非農地等現況証明願の決定について

議案第2号 農用地利用集積計画書（案）の意見決定について

議案第3号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第4号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

(開 会 午後2時03分)

事務局長

ただ今から、令和3年度第2回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。

それでは開会にあたりまして小林会長に挨拶を願います。

会 長

皆さん、こんにちは。本日、第2回の農業委員会総会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

連日のことですが、皆さんは農繁期ということで、一番いまが忙しい時期ではなかろうかなと、こういうふうに思っているところでもあります。今日も午前中に、江波の奥から佐治の栃原までちょっと足を運んで参りました。状況を見ますと、社の江波谷の方については、いまポツポツ植えかけたという状況でありますけども、佐治の方はまだまだこれから水張って、こなして、田植えの時期になるのではなろうかということで、割とゆっくりした状況のようでありました。

そういう状況の中で、新聞を賑わしておりますのが、連日のように新型コロナウイルスのコロナ禍による感染者の発生状況であります。鳥取県におきましても、昨日までに401名発生したということで、クラスター紛いの状況もあるんだということであります。この一ヶ月足らずで百名の新規感染者が出たということで、鳥取県においても非常に厳しい状況であるなど、こういうふうには思っているところでもあります。

さて、皆さんにおかれましては先月より、農地台帳の整備と申しますか、そういうことで皆さんにはそれぞれ等級を付けたりしまして、農地情報の整備を図っていただいておりますけれども、農繁期ということで中々大変であろうと思っておりますけれども、一つ一つ、農地ナビなり見ていただいたりして、整備を図っていただくようお願い申し上げたいと思っております。

それから、後ほど山本事務局長の方から説明がある予定ですが、鳥取県農業会議にタブレット端末が40台、一応来たようでございます。先ず、日南町が一番始めに手を上げたものですからそこにと。智頭町は山本事務局長からの要請もあって、智頭町に置いていただくと。それから、県にも1台置いて、一応それなりの扱いをやろうではないかと。それで、各事務局の方にも1台ずつ置いて、それとの取り扱いをやろうと。後々は、山本局長の方から話もありますけど、自宅からでもタブレット端末を以て総会を進める事も出来るんだと。これは段階的な処理でありますので、誰もが始めからタブレットの扱いが分かっているという状況ではございませんので、詳細につきましては事務局長の方から説明をしていただくということになろうかと思っております。

さて、4月に入りましたところが、全国47都道府県の中で、各市町村の農業委員会の上部団体、一般社団法人の各県の農業会議の中で、兵庫県の農

	<p>業会議と中間管理機構、担い手機構とが一つになって「ひょうご農林機構」という形が生まれたようであります。その中においても、いまの農業委員会法の5年後の見直しの中で、規制改革推進会議であるとか、国家戦略特区の諮問会議であるとか、こういうことでやられておりますけど、この中において兵庫県の状況を見ましても、40市町があるそうでございますけれども、その特区でありますところの一般社団法人という名前が一つ消えた。このことにつきましても、その内容を見ますと農地利用集積と言いますか担い手への集積率を、国としては80パーセントということでありませうけれども、2019年の状況を見ますと47.1パーセントの集約率だと。このことも5年後の見直し、規制改革では、大きく農業委員、農地利用最適化推進委員に影響を与えているというのは紛れもない事実であります。</p> <p>そういうことですので、やはり我々農業委員会の中での農業委員、農地利用最適化推進委員はこの農地の状況を見まして、担い手への農地集積、あるいは、地域によっては集落営農であるとか、農地集積をやられる場合は、やはり中間管理機構とのマッチングを図りながらですね、事業取り組みを図っていかなければならないものと、こういうふうに思っているところでもあります。</p> <p>そういう観点に立って、皆さん方も中々大変な状況でございますけれども、今後の5年後の見直しの状況如何によっては、悪く言えば農業委員会組織が無くなるかも分からないと。こういう状況にもなるかと思っております。それは、国家戦略特区の中では3条申請は各市町村に任せようと。もう一点は、法人化された会社に農地の売買をやるだ。これは、国会議員も一部反対して2年後まで見直し期間を持って取り組もうということでございますので、これも皆さん、情勢等々、日頃理解していただきながら、組織運営を図っていただきますよう宜しくお願いを申し上げて、挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>お話のありましたタブレット端末の件につきましては、議案審議が終わり次第、説明させていただきます。</p> <p>それでは、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、9番 寺坂富雄委員、10番 植</p>

事務局書記	<p>木克茂委員にお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用通知について」を議題とします。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届を下記のとおり受理したので報告するものです。</p> <p>それでは、事務局に報告させます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届けで、200㎡未満に対する農地転用についてのものです。</p> <p>(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上の1件を受理いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>報告は終わりました。</p> <p>次に、日程第3 議案第1号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1から番号3は隣接関係になりますので一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地の所在が駒帰字前側690番、地目が畑で面積が29㎡です。所有者の方が駒帰116番地1の●●●●さんです。非農地の事由としましては「昭和10年頃、隣接する64番1と62番2と共に住宅の敷地として使用され、現在に至る。」ということです。</p> <p>番号2番です。農地の所在が同じく駒帰字前側62番2、地目が畑で面積が19㎡です。所有者の方が、鳥取市北園二丁目111番地の●●●●さんです。非農地の事由としましては「昭和10年頃、隣接する64番1と690番と共に住宅の敷地として使用され、現在に至る。」ということです。</p> <p>番号3番です。農地の所在が同じく駒帰字前側65番1、地目が畑で面積が19㎡、二筆目が同じく前側65番2、地目が畑で面積が26㎡、三筆目が同じく前側65番3、地目が畑で面積が19㎡の合計64㎡です。所有者の方が、番号2番と同じ鳥取市北園の●●●●さんです。非農地の事由としましては「昭和39年に、隣接する64番と共に住宅の敷地として使用し、現在に至る。」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の9ページに位置図を付けておりますけれども、国道373号駒帰バス停車前の、国道と川に挟まれた住宅地になります。10ページには公図を付けております。11ページには番号1と2の現況の写真を、12ページには番号3の現況写真を付けておりますが、このように宅地の敷地の一部となっております。</p>

	<p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、12番 細山周一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
12番	<p>報告します。 5月7日に現地確認をしたところ、3件とも申請どおり宅地となっていることを確認しました。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 これより、一括して質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第1号番号2について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第1号番号3について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号3は原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第1号番号4について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の3ページをご覧ください。 番号4です。農地の所在ですが、一筆目が智頭字中上三昧635番4、地目が田で面積290㎡と、二筆目が同じく中三昧635番6、地目が田で面積126㎡の合計416㎡です。所有者の方が●●●●さん、●●●●さん、●●●●</p>

	<p>さん、●●●●さん、●●●●さんの5名の連名となります。非農地の事由としては「平成の初め頃より耕作を中断し、原野化したまま現在に至る。」ということです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の13ページをご覧ください。国道53号と373号が交わる交差点近く、墓地に隣接した農地となります。14ページに公図を、15ページに現況の写真を付けておりますが、このように小木や笹が繁茂した状態となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、10番 植木克茂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
10番	<p>5月4日に現地を確認しました。15ページの写真にありますように、全体的に雑草が繁茂しており、且つ、部分的には雑木なども見られます。従って、耕作地ではなく原野の判断を致しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号番号4について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号4は原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第2号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の4ページとなります。</p> <p>4月20日付けで智頭町長から意見の決定を求められました。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田んぼで、1,651㎡です。利用権を設定する者が2名、受ける者が2名です。期間としては、5年から10年未満が694㎡、10年以上が957㎡となります。</p>

議長(会長)	<p>それでは、5ページで詳細について説明いたします。 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上でございます。</p> <p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第3号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。</p> <p>令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を作成したので、決議を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>本日、お手元にお配りしております、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」ということで、3月の総会に皆様にお配りしたものと同一ものです。ホームページ上で4月30日まで意見を求めましたが、意見がございませんでしたので、そのままの内容となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
事務局書記	<p>それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしまし</p>

事務局書記	<p>た。</p> <p>次に、日程第3 議案第4号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。</p> <p>令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成したので、決議を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>これもまた、本日お配りしております2枚ものの方です。こちらにつきましても、3月の総会でお配りし、4月30日まで意見を求めましたが、ございませんでした。先ほどと同じく内容は同じものとなっております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第2回総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">(閉 会 午後2時28分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和3年5月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 寺 坂 富 雄

智頭町農業委員会委員 植 木 克 茂